

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 7 年 2 月 2 0 日

○出席委員（6名）

委員長	坂倉 広子
委員	山本 欽久
委員	南川 則之

副委員長	山本 哲也
委員	瀬崎 伸一
委員	戸上 健

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長	岩井 太
議事総務係 書記	岡村 なぎさ

次長 兼 議事総務係長	平山 智博
----------------	-------

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和7年2月26日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願いします。

それでは、令和7年2月26日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

まず、今回提出いたします議案のうち、議案第52号が補正予算議案で1件、その他の議案として議案第76号から議案第78号までの3件、合わせて4件を提出し、上程日当日に議決をいただきたい議案でございます。

次に、1ページから2ページにかけまして、議案第53号から議案第59号までが令和7年度一般会計及び特別会計、企業会計予算議案の7件、議案第60号から議案第75号までが条例改正の議案16件、議案第79号から議案第81号までがその他の議案3件、専決処分した事件の報告についてが1件の計27件、即日表決をお願いいたします4件と合わせまして31件を提出いたします。

続いて、2ページのそのまま中段をご覧ください。

追加議案といたしまして、3月7日に議案第82号から議案85号までが令和6年度一般会計及び特別会計補正予算の議案4件の上程を予定しています。

また、その下ですが、3月24日、表決日になりますが、人事案件2件、諮問1件を予定しております。

3ページをご覧ください。

それでは、まず、即日表決をお願いいたします議案第52号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）につきましては、議会の議決に付すべき予算を定めることについて、議会の議決を経ずに定めていましたことから、今回、追認の議決をお願いするものでございます。

補正予算等の概要がございませんのでそのままご覧いただきまして、立地適正化計画策定業務について債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度、限度額を1,326万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第76号、工事請負変更契約の締結については、令和6年6月5日会議において可決され、同年12月16日会議では変更が可決された工事請負契約について、その内容の一部を変更したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更する契約は鳥羽東中学校大規模改修工事で、契約金額を1億7,991万4,900円から1億7,967万7,300円に減額するものでございます。

続きまして、議案第77号及び4ページにまたぎますが議案第78号は、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについてです。

令和6年7月27日に発生しました鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が

発生したことにより損害を与えたため、市がその損害を賠償するに当たり損害賠償の額を定めたく、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額は、議案第77号が56万5,192円で、相手方は記載のとおりです。

議案第78号は、損害賠償の額が109万5,728円で、相手方は記載のとおりでございます。

以上が2月26日、即日表決をお願いする4件でございます。

次に、議案第53号から議案第59号までの令和7年度当初予算の概要についてご説明させていただきます。

こちらは別冊の当初予算の説明資料のほうをご覧ください。

それでは、1ページ目になります。

当初予算の規模ですが、令和7年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び企業会計で総額22億3,090万円となり、前年度と比べ4億618万2,000円の増となっています。

令和7年度は、市長の任期満了による市長選挙が行われることから骨格予算として編成しましたが、一般会計では前年度より7億円増の133億円となっています。また、通年予算として、特別会計では前年度より4億3,000万円減の総額68億2,200万円となり、企業会計では前年度より1億3,618万2,000円増の総額22億890万円となっています。

続きまして、主務課別主要事業のうち新規事業について、事業名と予算額のみ説明させていただきます。

引き続き、28ページをご覧ください。

企画財政課ですが、DX推進事業で1,743万8,000円を計上し、65ページのほうになります。健康福祉課で、保育所施設整備事業で982万1,000円を計上しています。

令和7年度の新規事業といたしましては以上の2件となっており、昨年度の新規事業については5事業ございました。

本年度の拡充事業としましては18事業。昨年度が41事業となっておりましたので、そちらは骨格予算に伴うものというふうになります。

以上が当初予算の概要でございます。

続きまして、最初の会議提出議案一覧のほうにお戻りください。

4ページから5ページにかけてになります。議案の説明をさせていただきます。

議案第60号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

上記の法律の一部改正に伴い、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、鳥羽市市税条例、鳥羽市都市計画税条例の三つの条例において引用する条項が——すみません、訂正のほうなんです、ここで「繰り上がったことから」となっています。これ、「繰り下がったことから」ですので、訂正のほうをよろしく願います——繰り下がったことから、条項の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第61号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

時間外勤務の制限を請求できる職員が養育する子の要件を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に引き上げることと、仕事と介護の両立支援制度の周知や意向確認等の規定を設けるほか、文言整理を行うものでございます。

施行期日は令和7年4月1日ですが、一部、経過措置も設けてございます。

続きまして、議案第62号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

教育長不在期間における教育長職務代理者の報酬を新たに定めるほか、県内各市の状況を勘案し、学校薬剤師の報酬額を改定するものでございます。

6ページになりますが、内容としましては、教育長不在期間の教育長職務代理者の月額を14万4,000円に、学校薬剤師については7万8,000円から15万7,000円に改正するものでございます。

施行期日につきましては、教育長の職務代理者の規定は令和7年1月1日から適用し、学校薬剤師の規定は令和7年4月1日から施行するものとなっております。

続きまして、議案第63号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてです。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料、扶養手当及び地域手当等の諸手当について、所要の改正を行うものでございます。

例年、前回の12月議会において人勸に伴う改正をさせていただいております。併せて6年度と7年度とすることもできたんですが、内容の精査も必要でありましたので、6年度分を前回させていただいて、今度、7年度からに係る部分を今回条例改正として上げさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

内容についてですが、扶養手当の部分では、子の扶養手当額の拡充で1万円から1万3,000円、配偶者の扶養手当額の廃止、現行6,500円を廃止されますが、どちらも令和7年度は経過措置がございまして。

地域手当についてです。級知区分、支給率及び支給地域の見直しがされまして、鳥羽市については支給対象地域になります。こちらについては5級地になりまして、100分の4になります。現在、規則等も含めて改正しますが、100分の2から、ここに書いてございますように令和9年までの経過措置により順次上げていくということで調整をしておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、管理職特別手当の勤務手当については、週休日等以外の日（平日）における対象となる時間帯を改正してございます。

期末手当及び勤勉手当については、先ほどちょっと触れましたが、12月会議のときに職員の12月支給分の給料を1年分で一旦計上させていただいておりますところを今回平準化するという形で、6月支給分と12月分の支給のほうに割り振りをさせていただいております。合計額としては、12月に上げたときで0.1か月増、定年前再任用短時間勤務職員については0.05か月分の増をしておりますところを平準化させていただいております。

続きまして、再任用職員に支給する手当の拡大につきましては、支給できる手当の拡大としまして住居手当、地域手当、特勤勤務手当のほうの拡大をする改正となっております。

次のページをご覧ください。

8 ページのほうです。

議案第 6 4 号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を引き上げる改定を行っております。

こちらについては、0.075 か月分の上乗せの改正をさせていただいております。

施行期日におきましては、令和 7 年 4 月 1 日からとなっております。

議案第 6 5 号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

JET プログラム参加者の報酬等について、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ、見直されたことから所要の改正を行うもので、年額 396 万円から 432 万円に変更するものでございます。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日からとなっております。

続きまして、議案第 6 6 号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

こども基本法に規定するこども施策を推進するため、鳥羽市子ども・子育て会議の所掌事務等を見直したく、所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、鳥羽市子ども・子育て会議の設置目的にこども基本法の規定を加えるほか、文言の整理を行うものでございます。

次のページ、9 ページをご覧ください。

議案第 6 7 号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等について所要の改正を行うものでございます。

協力者等の見直しを行うもので、施行期日におきましては令和 7 年 4 月 1 日からとなっております。

参考までに、鳥羽市においては、この施設に該当するところは現在ないというふうには担当課からは聞いております。

続きまして、議案第 6 8 号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等について所要の改正を行うものです。

主な改正については先ほどの条例と同内容となっており、また、管理栄養士の部分について、文言の整理を行っている部分がございます。

施行期日については、同じく令和 7 年 4 月 1 日からとなっております。

議案第 6 9 号、鳥羽市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

河内老人憩いの家及び国崎老人憩いの家を廃止したく、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとなっております。

次のページをご覧ください。

鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の供

用廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行期日については、公布の日からとなっております。

続きまして、議案第71号、鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分について所要の改正を行うもので、別表に定められておりますが、新たに勤続年数35年以上の区分を追加するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとなっております。

議案第72号、鳥羽市給水条例の一部改正についてでございます。

給水の原則における常時給水が免責される要件について、判例等を踏まえた要件に見直すため所要の改正を行うもので、「非常災害、水道施設の損傷」を「災害その他やむを得ない場合」に改めるもので、施行期日につきましては公布の日からとなっております。

議案第73号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

内容について、資格要件の見直しの改正となっております。

施行期日については、令和7年4月1日からとなっております。

議案第74号、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正についてです。

下水道法第2条第3号ロに該当する公共下水道の事業認可を新たに受けるため、所要の改正をするものでございます。

雨水公共下水道の事業認可を受けるため、雨水公共下水道の規定を追加しております。

施行期日については、公布の日からとなっております。

議案第75号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正については、乗船券における年齢区分の定義等を見直すほか、中之郷乗り場廃止に伴う旅客運賃及び割引料金の表及び荷物運賃の表について所要の改正を行うものでございます。

主な内容については、別表第1、別表第2の改正を行っております。

施行期日については、公布の日からです。

議案第79号、第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてでございます。

本市の福祉施策について、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後、12ページを最後、ご覧ください。

議案第80号、指定管理者の指定についてです。

寝屋子交流の館について、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求めるもので、指定管理者は答志町内会、指定の期間については令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間となっております。

議案第81号、指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）です。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求めるもので、指定管理者は島の旅社推進協議会、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年となっております。

最後です。

報告第14号、専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）でございます。

令和6年12月24日、大明東町の鳥羽市立図書館東側駐車場内において、相手方の車両を損傷させた事故に関する和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもので、相手方は記載のとおりとなっております。

以上で提出議案についての説明を終わらせていただきます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

○岩井事務局長 議会事務局、岩井です。よろしくお願いします。

それでは、私のほうから3月会議日程についてご説明いたします。

3月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、補正予算議案1件、当初予算議案7件、条例議案16件、その他議案7件の合計31件でございます。

一般質問につきましては、5名の議員から通告がございました。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、2月26日に会議を開きます。

議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。

次に、議案第52号及び議案第76号から第78号の4件につきまして即日表決を行いたいことから、一括上程を行い、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて各委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決を行います。

次に、議案第53号から議案第75号及び議案第79号から第81号、報告第14号の27件を一括上程とし、提案者の趣旨説明をいただきます。

一般質問は5人でありますので、3月4日火曜日1日間でを行います。

続いて、3月7日金曜日におきまして、会議録署名議員の指名の後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会の日程につきましては、3月10日に行政常任委員会、3月11日から17日の5日間は予算

決算常任委員会を開催し、ご審議をいただきたいと思います。

3月24日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決を行います。

後ほど追加議案について説明させていただきます。

2月26日に即日表決を行う議案第52号及び議案第76号から第78号の質疑の締切りにつきましては、2月21日金曜日の正午とさせていただき、他の議案に関する質疑の締切りは3月5日水曜日の正午とさせていただきますと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないですか。

(「全体ですか」の声あり)

○坂倉広子委員長 はい。

よろしいですか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけちょっと確認させてください。

総務課長に、議案第52号、一般会計補正予算(第8号)の追認の話が出ました。これ、前回も水道課の案件で、総務課長が不在のときに課長補佐に説明いただいて、追認するという事で、過去の事例もあるのかなという議論をさせてもらって、ありましたということがあって、今後はこういうことがないようにということで、しっかりと事務認識を改めて、しっかりやるというようなことを言っておったと私、理解しとんですけども、またこういうことが起こって、議会の議決を経ずに、言葉は悪いけれども勝手にやっとなんかというように、こういうことではあかんと思うんですね。

もう一度引き締めて、追認したら議会が通るというような考え方ではいかんと思うんですけども、総務課長、どうですか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○勢力総務課長 お答えさせていただきますと、前回、追認事件もありました。そういうことも含めて、改めて過去に遡っていろいろ調べさせていただいた中で出てきた案件ですので、前回明けてからの案件ではないというところだけご理解いただければと思います。

そういうことが以前になかったかの調査の中で判明した部分もございますので、今後も、今現在もそういうものがないか、制度的なものも改めて確認しながらやっているところでございます。

内容について、もしあれでしたらご説明させていただきますけれども。今回の追認の案件について。

(「はい」の声あり)

○勢力総務課長 昨年、令和5年度のときに債務負担行為を上げさせてもらった案件です。この立地適正化計画については、5年度から7年度までの債務負担行為として計上させていただきました。その際、議決もいただいております。

5年度のときに契約準備行為を、今回この後も全協でするようなことも聞いて、その準備も含めて確認しているときに今回の案件が判明したわけなんです、5年度のときに契約準備行為をしまして、そのまま、その5年度中に契約をするとその債務負担行為は継続するんですが、契約自体は6年になってから契約をさせていただいておりました。この際に、当初5年度で承認いただいていた債務負担行為の内容がその時点で消滅をするという事象でした。ここのなかなか応用の難しいところの認識が一部ちょっと足りなかったところ、その時点で確認できれば改めて同じように予算議案を提出するところだったんですが、そこがやっぱり漏れていましたので、追認という形になってしまったところは本当に申し訳ないと思っております。

こういうことがないように、また今後も気をつけていきたいなというように検討しながら準備していますので、ご理解のほういただければと思います。よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 南川委員。

○南川則之委員 総務課長の説明は分かりました。

私も次の全協の話にもなるのかなということでもちょっと思って、ゼロ債務をやるところを、こんなことになっとったかなということも認識して、内容は立地適正化計画策定業務ということで、一番大事なところのポイントだと思うんですね、鳥羽市にとっても。

そんなところでこういった、議会の議決を経ずにやとったということもあって、担当課には厳しく言いたいと思うんですけども、しっかりと市全体として、総務課全体として意識してやっていただきたいなと思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 先ほど総務課長から追加議案の件についてご説明ありましたので、日程等説明させていただきます。

提出議案一覧表の裏面の中段をお願いいたします。

令和7年3月7日会議提出議案一覧(2月28日送致予定)をご覧ください。

3月7日金曜日に議案第82号から第85号の補正予算議案4件を追加上程させていただき、予算決算常任委員会に付託をしたいと考えております。

続きまして、下段、令和7年3月24日会議提出議案一覧(3月17日送致予定)をご覧ください。

3月24日月曜日、表決後、人事案件としまして、議案第86号、教育長の任命について、議案第87号、

監査委員の選任について及び諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括上程し、提案者の趣旨説明をいただき、議案に対する質疑、表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、3月7日の会議終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いします。

また、3月末には日切れ法案等の上程を予定しておりますので、再度議会運営委員会等を開催した後、本会議を行いたいと考えています。よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立をお願いします。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

（午前10時32分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年2月20日

議会運営委員長 坂 倉 広 子